

# I. 平成25年度公益財団法人佐野市民文化振興事業団事業計画書

## 1. 基本方針

新公益法人制度が施行されてから4年余り経過し、当事業団も、平成24年4月1日から「公益財団法人佐野市民文化振興事業団」として再出発をした。新公益法人制度の下では、評議員及び役員の法人に対する責務がこれまで以上に明確になることから、各々が役割を果たし、健全な法人運営に寄与することが求められる。

平成25年度は、公益法人として2年目の法人運営となる。当事業団定款の趣意に沿って「すべての市民が優れた文化環境のもとで、うるおいと活力のある生活を営める地域社会の実現」を基本理念に、本市の芸術・文化の振興を図るため、次の事業を行うものとする。

## 2. 公益目的事業

(1) 芸術・文化に触れる機会を提供することを目的とした体験、講座、企画展共催事業

### ①演劇鑑賞教室事業

伝統芸能や文楽などの日本の伝統文化の鑑賞に気軽に参加し、生で本物の舞台芸術に触れる機会を提供する事業として次の事業を実施する。

内 容	12月文楽鑑賞教室
演 目	解説「文楽の魅力」、名作の上演
場 所	国立劇場小劇場

### ②企画展共同開催事業

吉澤記念美術館と連携し、地域ゆかりの芸術家の作品や資料を展示して良質な企画展を開催する。

### ③芸術文化に関する人材育成事業

芸術・文化の振興や創造活動を通じて優れた文化的環境を促進するためには、芸術・文化に対して専門的な知識を持つ人材が必要であり、そのような人材を育成するために次の事業を実施する。

#### (ア)舞台裏方講座

舞台装置、音響、照明の基礎を学びながら、普段は見ることのできない施設自体が持つ魅力に触れ、舞台に関心を持ってもらう。

#### (イ)アートマネジメント講座

文化ホールやギャラリー等の文化施設を使って、市民が主体的に事業をプロデュースしていくために必要なことを学ぶ。

#### (ウ)子ども演劇サマースクール

自らが演じるものとして心身をコントロールするワークショップは、コミュニケーション能力の向上につながるものであり、市民の豊かな人間性を涵養することにもつながる。

#### (2) 市民の芸術・文化活動や伝統文化の保存・育成を担う団体に対する助成・支援事業

個人の楽しみから発した芸術・文化活動や地域の人々に根ざした伝統文化の保存・育成を支援することで、芸術・文化の質を高め、裾野をより拡大し、芸術・文化のもたらす力を市民の文化生活の充実に活かすことで、潤いと活力のある地域社会の創造に寄与する。

①芸術・文化団体による主催事業への支援

②伝統芸能保存活動への支援

※芸術・文化活動助成金 (@ 150 千円)

#### (3) 芸術文化に関する情報収集・提供事業

①事業団報「かがやき」の発行

年1回(9月)発行、各施設に設置

②広報誌・インターネットの活用

事業のPRのために、市の広報誌や、新聞、ケーブルテレビ等を活用し、積極的に市民への情報提供を行うほか、ホームページの充実を図り、事業・イベント情報を随時発信する。

平成25年度公益財団法人佐野市民文化振興事業団行事予定表

実施月	事業名および内容	会場等
4	平成24年度事業・決算監査	田沼中央公民館
5	通常理事会・定時評議員会	市民ギャラリー
6	平成24年度決算報告	市議会
7	子ども演劇サマースクール	あくとプラザ
8	企画展共同開催事業	吉澤記念美術館
9	臨時理事会・臨時評議員会	市民ギャラリー
9	事業団報「かがやき」発行	各施設
11	アートマネジメント講座	あくとプラザ
12	文楽鑑賞教室	国立劇場
1	舞台裏方講座	文化会館
2	事業選考委員会	市民ギャラリー
3	通常理事会・臨時評議員会	市民ギャラリー